令和4年度 佐久市総合計画審議会第3部会(第3回) 会議録

日時:令和4年9月2日(金)

午後3時00分~

場所:佐久市市民創錬センター

視聴覚室

【出席者】雨宮部会長、土屋(珠)委員、掛川委員、臼田委員、池田委員、安原 委員、成澤委員、酒井委員、渡辺委員

【事務局】木内企画課長、安井企画調整係長、井出主任、小林主任

○協議事項等

次第

- 1 開会
 - 部会長挨拶
 - ケ席委員報告(土屋(俊)委員、山崎委員、臼倉委員)
- 2 議事
- (1) 第二次佐久市総合計画前期基本計画の進行管理について質疑、意見

委員

5章の審議に入る前に、4章のことについて1点伺いたい。「健康増進」の施策の進捗状況に、保健補導委員会や食生活改善推進協議会と協働し、とあるが、食生活改善推進協議会について教えてもらいたい。

事務局

食生活改善推進委員は、「食」を通して地域の健康作りを応援するボランティアである。平成17年から発足し、去年のデータだが136名の会員がおり、市内の各地区で活動していただいている。主な活動の内容としては、一番はぴんころ食の普及。佐久市の健康長寿食であるぴんころ食を、市の栄養士や食生活改善推進委員による調理実習等を通して、いろんな世代の方への普及にご協力いただいている。例えば、高齢者のいきいきサロンであるとか、各種イベント、出前講座で活動していただいている。他にも、市内の幼稚園、小中学校や高校生への食育等の実施により、地域の食文化の普及を推進している。

委員

保健補導員と食生活改善推進委員が協力するとなると、保健補 導員は500人近くいるため、全ての活動で協力しようとすると食 生活改善推進委員の負担が大きくなってしまうので、その点は考慮いただきたい。

事務局

保健補導員との協働については、保健補導員の地区の自主活動のなかでぴんころ食を扱うなど、協力して活動したこともあるが、ここ数年に関してはコロナ禍により調理実習が実施しづらいこともあり、なかなか実施できていない。新しい方法についても検討しなければいけないかもしれないが、引き続き協力しながら活動いただきたいと考えている。

事務局

それでは本日の議事に進ませていただく。

第3部会では、「第二次佐久市総合計画前期基本計画」の第4章 の保健、福祉、子育て支援分野、第5章の自然環境、生活環境、 上下水道分野について審議を行い、本日は第5章についてご審議 いただく。

【第二次総合計画前期基本計画 令和3年度進行管理報告書】 うち、「第5章 暮らしを守る安心と安全のまちづくり」 「環境保全」(42ページ) について説明

部会長

環境保全について、ご質問等ありますか。

委員

環境審議会の中でも指摘をしているが、主な施策の進捗状況の、緑の環境調査について、コウモリ類、ヤモリ、ゲンゴロウ、ヒバリ、タンポポ、テントウムシの6種が指標生物とされているが、なぜこれらが指標生物となるのか、何についての指標生物なのかを明確にしてもらいたい。特にゲンゴロウ、ヤモリ、コウモリについては、種によって非常に希少な種もいれば、どこにでもいる種もあるので、これを指標としてよいのか。市民に環境に対する興味を持ってもらうための調査という位置づけであれば理解できるが、この調査では多様性が保たれていることの根拠にはならない。今一度確認いただきたい。

もう1点、市のゼロカーボン戦略について、5年後のゼロカーボン化を目指して戦略が立てられているが、具体的にどこをどう減らしていくか細かく示してもらいたい。ゼロカーボン化にはかなりの努力が必要とのことだが、その説明も委託業者からの説明

であった。市の職員が説明できるようにしてもらいたい。

また、9月から環境基本計画の改訂についてのパブリックコメントが始まるが、パブリックコメントを募るのであれば一般の方が見て分かる資料を作成してもらいたい。

事務局

ご意見として再度検討させていただく。

委員

水資源の保全とは、先に話のあった生物の調査以外に具体的に どのようなことを行っているのか。

事務局

佐久地域や東御市は水系が同じという中で、佐久地域水循環計画を策定し、連携してできることをやっていこうと活動している。

部会長

他にご意見はよろしいでしょうか。それでは、環境保全について出た意見は、部会の報告の中に意見として付記をお願いします。よろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

部会長

それでは次の説明をお願いします。

事務局

「街並み緑化・公園・景観形成」(43ページ) について説明

部会長

街並み緑化・公園・景観形成について、ご質問等ありますか。

委員

荒れている農地や土手にアレチウリが繁茂しているが、繁殖力が強く駆除が非常に厄介であるため市として排除することはできないか。

事務局

特定外来生物については市としても積極的に広報を行っている。管理者のいる民地については、市としては啓発活動を行っている。また、高校生の啓発実習なども行っている。課題もあると思うが、まずは広報活動により実態をお知らせしている。

事務局

コロナ禍前ではあるが、特定外来植物駆除研修会を開催する中

で、大沢下町区や高柳区と協働しながら、市内の一斉清掃に合わせて抜き取り作業を行うなどもした。

委員

佐久市で確認されている特定外来生物は、オオキンケイギク、アレチウリ、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャの4種。その4種に関しては駆除後の廃棄の仕方まで全て決められており、定められた方法で駆除を行ってもらえれば増殖を防ぐことができる。また、その方法は市の広報やホームページに載っている。

佐久市は他の市町村に比べると、かなり力を入れて対策を行っている。民有地に関しては啓発活動を行っており、民有地以外の 箇所は市に相談していただくと良いと思う。まだ啓発不足である ので、引き続き啓発活動に力を入れていただきたい。

部会長

ありがとうございました。街並み緑化・公園・景観形成について出た意見は、部会の報告の中に意見として付記をお願いします。よろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

部会長

それでは次の説明をお願いします。

事務局

「地球温暖化対策」(44ページ)について説明

部会長

地球温暖化対策について、ご質問等ありますか。

委員

太陽光発電設備に関して、優良農地を潰したり、木を切って山に設置したりすることが見られる。設備は永久のものではないと思うので、それを撤去するときのことを考えたときに、今の電気をつくることと採算が取れるのかという思いがある。撤去するときにはどうなるのか。緑地を潰して一番太陽があたるいい場所にソーラーシステムを置いているが、もう少し何か考えなくてはいけないのではないか。

事務局

太陽光発電は事業者含めて大規模に行われているが、当然設備の撤去までを含めた事業計画を立てた上で、経営の見通しが立つつということで行っている。設置場所については、実際に設置を

しているのは、使われていないような場所が多いかと思う。規制 区域として絶対に設置できない場所もあるが、そうではない場所 であれば、事業計画がしっかりしていれば設置を認めていくのが 国を含めての方向性である。

部会長

他にございますでしょうか。それでは、地球温暖化対策につい て出た意見は、部会の報告の中に意見として付記をお願いしま す。よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

部会長 それでは次の説明をお願いします。

「環境衛生」(45ページ) について説明 事務局

環境衛生について、ご質問等ありますか。 部会長

委員 ごみ袋が値上がりするというニュースを聞いた。びん・かんの ごみを出すのに、コンテナに入れて出す方法は佐久市に導入でき ないか提案したい。

コンテナによるごみ出しについては、十数年前にも検討をした 事務局 経過があるが、その時はコンテナの出し入れが難しい、というこ とで理解が得られなかった。今回ご意見を頂いたので改めて担当 課に伝えたい。

> 集積所のごみを見ると、自分の畑を持っている人でも生ごみを ごみとして出している。コンポストや生ごみ処理機を使わなくて も、畑に埋めておけば自然に地球へ還っていくが、そのことが市 民に理解されていない。PRが不足しているのではないか。

事務局 ご意見として伺いたい。

> 他にございますでしょうか。それでは、環境衛生について出た 意見は、部会の報告の中に意見として付記をお願いします。よろ しいでしょうか。

委員

部会長

委員 (異議なし)

部会長
それでは次の説明をお願いします。

事務局 「上水道」(46ページ) について説明

部会長
上水道について、ご質問等ありますか。

委員 この項目の水源地とは何を指すのか。給水施設とは別のものか。

事務局 佐久水道企業団などが給水を行っている水源地があり、それら が買収等されたりしないよう管理を行っている。例えば、山林の 売買があった時にはそこが水源地にかかっていないか確認し、か かっていれば情報提供するなどしている。

水源地の管理には、水源かん養保安林も入ると思うが、水源の 自然を守るという所までも含んでいるのか。

水源かん養保安林と水源地は異なるものだと思う。水源地の管理としては、水源に鹿や人などが入って、尿などで水源を汚染しないよう、カメラを付けて監視していたり、鹿が来ると音がするようなものを設置したりしている。水源かん養保安林はもっと広い範囲。

水源かん養保安林の自然が傷んできて、水質が変わってきていることがあるが、それはまた別の問題だということで理解した。

違いについて事務局でも確認する。

課題の中で、地区が臼田地区に限定されているが、他の地区に はないのか。

事務局 市で管理を行っているのは臼田地区だけである。

委員

委員

委員

委員

事務局

委員

承知した。今後の方針に、将来的な運営方法の課題、とあるが、 佐久水道企業団では、平成30年頃まで、ある程度の小さな簡易 水道を移管した経緯がある。可能であれば、市の直営ではなくて、 安定供給と広域化のノウハウを持つプロ集団である水道企業団 へ移管、移行した方が良いと思う。住民合意が今のまでいいとい うことであれば仕方がない。

部会長

簡易水道の維持管理業務を民間の水道の設備業者に委託とあるが、安全性のチェックに市は関与しているのか。上水道の安全性や精度管理について、市民としては非常に心配になる。

事務局

委託の際は一定の基準で定期的に検査結果を報告させているものと思う。

部会長

他にございますでしょうか。それでは、上水道について出た意見は、部会の報告の中に意見として付記をお願いします。よろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

部会長

それでは次の説明をお願いします。

事務局

「下水道」(47ページ) について説明

部会長

下水道について、ご質問等ありますか。

委員

以前、下水道管理センターを見学した際、水がこのぐらいきれいになりますと、浄化された水で、施設内で鯉を飼っているところを見せていただいた。ずいぶん前の話ではあるが、水の中に最後に塩素を入れて放流すると聞いていたが、それは今もやられていることか。鯉が飼えるくらいきれいであるなら、そのまま放流しても大丈夫なのでは、と思ったがその時は質問をできなかった。放流するときに塩素入れることで、川にいる小魚や微生物に影響はないのか。

事務局

確認の上、文書にて回答させていただく。

部会長

他にはよろしいでしょうか。それでは、こちらについては、こ のように取組を進めていただくということでよろしいでしょう か。

委員

(異議なし)

部会長

それでは、本日の審議が全て終了しました。ありがとうございました。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。これまで出されました部会でのご意見について、内容をまとめた上で後日事務局から部会の報告書案としてお送りさせていただく。委員の皆様には内容をご確認の上、何かお気づきの点がございましたら別途お知らせいただきたい。なお、報告書の最終調整と部会報告の内容につきましては、部会長一任とすることで対応させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(2) その他

部会長

その他について、事務局から何かあるか。

事務局

第2回の全体会を、9月26日(月)13時30分から開催予定。 内容としては、部会ごとの審議結果をご報告いただき、総合計 画審議会としての答申をまとめてまいりたい。

3 閉会

(確認事項)

- ○水源地の管理に、水源かん養保安林の管理も含まれるかについて
- ・第5章に記載のある取組には、水源かん養保安林の管理については含まれていない。水源地の管理に関する取組として、水源地の保全を図るために、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく「水資源保全地域」内の土地の売買の監視体制の強化を図るため、市内の水源地の「水資源保全地域」の指定を進めている。(「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」の概要については、別紙参照)。
- ・なお、水源かん養保安林については、森林法第25条第1項第1号に規定される水源の涵養を目的とした保安林であり、森林の水源かん養機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質変更などが規制されるもので、長野県で管理している。

○下水道放流時の塩素について

・排水中の大腸菌を殺菌し、放流を行える基準を満たすために塩素による消毒を 行っている。放流先の動植物に影響が出ないよう、注入する塩素の濃度につい て調整している。

条例制定の背景

- 〇近年、目的不明な土地取引による地下水への影響、涵養機能の低下による地下水の減少など を契機として、水資源の重要性に対する認識が高まってきました。
- ○全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるようにするためには、県、土地所有者等、事業者、県民がそれぞれの責務を認識し、本県の豊かな水資源を保全するために取り組む必要があります。
- 〇このため、県では、土地所有者等が行う水質の保全及び水量の確保に対する取組、市町村が 行う地下水の取水に関する規制等の水資源の保全のための取組と相まって、県が水源地域の 土地の取引等について常に把握し、適切に指導・監視していく事前届出制を中心とした新た な条例を平成25年3月に制定しました。

条 例 の 概 要

1 水資源保全地域の指定

- 〇知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため 必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定することができます。
- ○「水資源保全地域」の区域設定の考え方は、地表水、地下水の別に、次のとおりです。
- ・地表水 取水地点及び集水区域の全部を基本とします。
- ・地下水 取水地点について、他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が降下する場合におけるその範囲(以下「影響範囲」といいます。)の全部を基本とします。

地表水の場合の指定範囲のイメージ

取水地点及び集水区域の全部を基本とします。

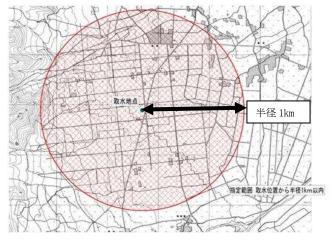
また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて 地形上明らかな集水区域の全部を指定する必要 がないと考えられる場合は、集水区域の一部の区 域とすることができるものとします。



地下水の場合の指定範囲のイメージ

影響範囲の全部を基本とします。

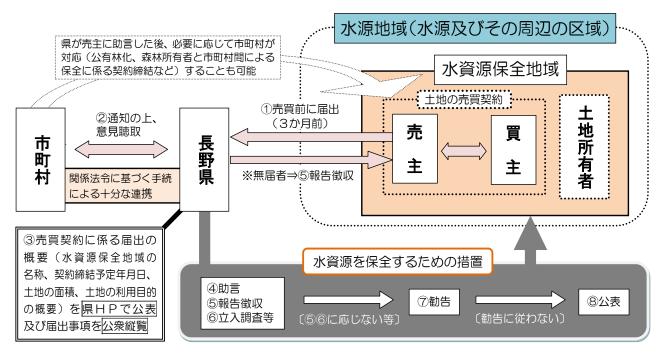
ただし、影響範囲の調査が困難な場合には、取水地点から一定距離(1キロメートルを目安とする。)の範囲について、水源の地形、地質(透水性)、取水深度、取水量等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、その全部又は一部を影響範囲とすることもやむを得ないものとします。



- ○国有地、県有地、市町村有地は、水資源保全地域から除外します。
- 〇指定に当たっては、関係市町村長の理解と協力が不可欠ですので、「水資源保全地域」を 管轄する市町村長の申出によるものを原則とします。

2 水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制等の水資源を保全する取組

- ① 土地を売る又は地上権若しくは賃借権を設定する契約を締結しようとする場合には、土地所有者は3か月前までに、必要事項を知事に届け出る必要があります。**ただし、森林以外であって500㎡未満の土地取引等については、届出は不要です。**
- ② 知事は、関係市町村長に①の届出の写しを送付して意見を求めます。市町村長は当該土地の公有地化の是非等を含め、水資源の保全の観点から意見を述べてください。
- ③ 知事は、①の届出の概要(面積、契約年月日等)を県のホームページ等で公表するとともに、 当該届出事項を公衆の縦覧に供します。
- ④ 知事は、市町村長からの意見などを踏まえ、水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届出をした人(売主等)又は当該届出に係る契約の相手方(買主等)に対して当該土地の利用の方法等について必要な助言をすることができます。
- ⑤ 知事は、④により助言した人又は届出がない人に対し、土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めるとともに、職員に立入調査させることができます。
- ⑥ 知事は、報告をしない人、立入調査を拒んだ人等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告する とともに、勧告を受けた人がそれに従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表す ることができます。
- 〇知事は、水資源の保全に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、水資源保全地域内の 土地所有者等の誰に対しても、上記④~⑥を行うことができます。
- 〇水資源保全地域内の土地所有者が市町村に対して公有林化等を求めるため、契約の相手方(買主等)は決まっていないが売却の意向がある旨を知事に対して届け出ることができます。



(参考) ① \sim ③については、必ず行います。 $④\sim$ ⑧については、必要に応じて行います。(④については、必要に応じ、環境審議会への諮問)